

## 業務委託契約書

1. 委託業務名 沈砂、し渣等搬出処理処分業務委託（具志川浄化センター）

2. 履行場所 具志川処理区内

3. 履行期間  
自 令和7年 4月 1日  
至 令和8年 3月 31日

4. 契約単価 1t当たり 金 円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)

5. 契約保証金 沖縄県財務規則第101条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付又は、同規則第102条による担保を提供するものとする。  
ただし、同規則101条第2項に該当すると認められるときは、免除する。

上記委託業務について、委託者 沖縄県下水道事務所 所長 と、  
受託者 とは、次の条項によって委託契約を締結し、信義誠実にこれを履行するものとする。  
この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 住 所 宜野湾市伊佐3-12-1  
氏 名 沖縄県下水道事務所  
所 長 印

受託者 住 所  
氏 名

(総則)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、別冊仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）等関係法令に基づき、頭書の契約単価をもって、頭書の委託業務（以下「業務」という。）を誠実に履行しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、委託者（以下「甲」という。）と乙が協議して定める。

(業務の内容等)

第2条 廃掃法施行令第6条の2第3項により、甲乙が業務の内容等について互いに確認したのは以下の各号のとおりである。

(1) 委託する産業廃棄物の種類及び数量

下水汚泥（沈砂、し渣、スカム） 予定数量 60t

上記予定数量は参考値であり、業務数量を確約するものではない。  
必要に応じて第6条の規定に基づく協議を行うこととする。

(2) 本業務の内容

- ・下水汚泥の収集運搬  
　　運搬先
- ・下水汚泥の処理処分  
　　処理施設の所在地  
　　処理方法

(3) 本業務に関連する乙が有する処理施設の能力

焼却施設

(4) 廃掃法第14条第1項及び第4項により許可されている事業範囲の内、  
本業務に関連するもの

- ・汚泥の収集運搬
- ・汚泥の中間処理
- ・汚泥の最終処分

(5) 乙の事業範囲を証するものとして、許可書の写しを添付する。なお、  
許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知する  
とともに、変更後の許可証の写しを甲に提出するものとする。

(6) 汚泥の性状等は次のとおり。

- ア 性状： 固形（沈砂、し渣）、液状（スカム）
- イ 荷姿： バラ
- ウ 含水率： 約80%以上
- エ 重金属の有無： 有
- オ 腐敗、揮発等性状の変化： 腐敗する
- カ 混合等により生ずる支障： 特になし

(7) 甲は、委託契約期間中、前号に規定する産業廃棄物の性状等に変更があった場合は、乙に対し、速やかにその変更の内容及び程度の情報を通知することとする。

(8) 乙は甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニ

フェストをもって代えることができる。

(9) 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。また、乙は、甲から委託された産業廃棄物の保管を行う場合は、法令等に定める保管基準を遵守し、かつ、契約期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供することができない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集運搬・処分業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に収集運搬業務にあっては車両が故障した場合等、処分業務にあっては施設の故障等真にやむを得ない理由により、業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、乙は、法令等で定める再委託基準に従い、あらかじめ甲からの書面による承諾を得て、業務を再委託することができる。

(業務の調査)

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の状況について調査し、報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、若しくは一時中止あるいは打ち切ることができる。この場合において、契約単価を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(第三者に及ぼした損害)

第7条 業務の遂行により第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償する。ただし、甲の責に帰する事由による場合においては、甲の負担とする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、契約の履行にあたり知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(従業員の確保)

第9条 乙は、いかなる場合でも作業に必要な従業員を確保し、業務に支障をきたすことのないように努めなければならない。

(労務管理等)

第10条 乙は従業員の労務管理並びに安全衛生管理については、十分な注意を払い事故の防止に努めなければならない。

(委託料の請求)

第11条 乙は、毎月10日までに、前月中に搬出した分をとりまとめた上、甲の確認を得てその代金の支払を甲に請求するものとする。

(委託料の支払)

第12条 甲は、前条による請求書を受理した日から30日以内に前月分の委託料を支払うものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約を履行しないとき、又は契約履行の見込みがないと認められたとき。
- (2) 関係法令、規則等に違反したとき。
- (3) 前各号のほか、契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に被害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合は、乙は、契約単価に年間予想委託量を乗じた金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第14条 乙は甲が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除すること

ができる。

- (1) 甲が委託料の支払を遅延し、相当の期間を定めて催告してもなお支払に応じないとき。
  - (2) 前号のほか、甲がこの契約に違反し、契約の目的を達することができなくなつたとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合、業務の履行部分について甲は相当と認められる代価を支払うものとする。

#### (契約の解除)

第15条 甲又は乙からこの契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

##### (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

乙は、この契約が解除された後も、未処理の産業廃棄物に対する処理責任が免れないことを認識し、当該廃棄物に対する処理業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、同一事業区分の許可を有する別の者に乙の費用負担をもって行わせなければならない。

##### (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を甲の費用負担をもって引き取ることを要求し、又は乙の費用負担により甲の事業場に運搬した上で、甲に対し、当該運搬に要した費用を請求することができる。

#### (履行遅滞の場合における違約金)

第16条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、違約金の支払いを乙に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、沖縄県財務規則第109条の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。
- 3 前項の違約金は、契約代金支払のときに控除し、その額が支払金の額を超えるときは、その超える額を徴収する。

#### (疑義)

第17条 この契約に定めのない事項、又は疑義については関係法令によるほか必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

#### (その他)

第18条 翌年度において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。